

鳥獣保護区の存続期間の更新（平成26年岩手県告示第736号）で告示した八幡平松川鳥獣保護区、花巻温泉鳥獣保護区、一関市蘭梅山鳥獣保護区、宮古市田老保養基地鳥獣保護区及び久慈市山形町山形鳥獣保護区の区域の表示を次のとおり変更した。

令和6年10月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 変更後の八幡平松川鳥獣保護区の区域の表示 八幡平市地内の市道平館大更線と市道谷地田線との交点を起点とし、起点から市道平館大更線を南に進み県道渋民田頭線との交点に至り、同点から同県道を南に進み市道大更線との交点に至り、同点から同市道を南に進み国道282号との交点に至り、同点から同国道を南に進み市道いこいの村線との交点に至り、同点から同市道を南西に進みさらに北に進み市道植立水沢線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道日影蟹沢支線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道日影蟹沢線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道中台線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道小巾線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道岡崎線との交点に至り、同点から同市道を北東に進みさらに北西に進み県道焼走り線との交点に至り、同点から同県道を北東に進み市道薬師線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道朝日線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道大宮線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道寺道線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道森腰線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道曾根線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み県道渋民田頭線との交点に至り、同点から同県道を北西に進み市道谷地田線との交点に至り、同点から同市道を北東へ進みさらに南東へ進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- 2 変更後の花巻温泉鳥獣保護区の区域の表示 花巻市地内の県道花巻平泉線と市道花巻温泉1号線との交点を起点とし、起点から県道花巻平泉線を西に進み県道花巻温泉郷線との交点に至り、同点から同県道を南東に進み市道台・上組1号線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道上川原・花巻温泉線との交点に至り、同点から同市道を北に進み北湯口幹線用水路との交点に至り、同点から同用水路を北西に進み北幹線水路との交点に至り、同点から同水路を南西に進みさらに南に進み市道金矢・広域公園線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道宇津野北3号線との交点に至り、同点から同市道を北に進みさらに北西に進み市道宇津野西線との交点に至り、同点から同市道を北西に進みさらに西に進み六郎山に通じる道路との交点に至り、同点から同道路を西に進みさらに北西に進み民有林57林班と民有林56林班の境界との交点に至り、同点から民有林56林班及び55林班と民有林44林班、45林班及び54林班の境界を南に進みさらに西に進みさらに北に進み国有林岩手南部森林管理署582林班の境界との交点に至り、同点から同国有林と民有林55林班の境界を南東に進みサイカチ沢との交点に至り、同点から同沢を東に進みさらに北東に進み市道台温泉線に通じる山道との交点に至り、同点から同山道を北東に進み市道台温泉線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道台線との交点に至り、同点から同市道を北西に進みさらに北に進み国有林岩手南部森林管理署583林班と民有林59林班との交点に至り、同点から同国有林と民有林59林班及び55林班の境界を東に進みさらに北西に進みさらに北東に進み国有林岩手南部森林管理署584林班と民有林59林班の境界との交点に至り、同点から同境界を東に進み南東に進み台川左岸との交点に至り、同点から同川左岸を北に進み国有林岩手南部森林管理署589林ろ小班とい2小班の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み堂ヶ沢裏山に通じる山道に至り、同点から同山道を南東に進み市道田中西5号線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道大畑・糠塚線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道二枚橋・花巻温泉線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道花巻温泉1号線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- 3 変更後の一関市蘭梅山鳥獣保護区の区域の表示 一関市地内の国道342号と県道一関北上線との交点を起点とし、起点から国道342号を西に進み市道赤荻山根線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道赤荻泉沢線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み西磐井郡平泉町境界との交点に至り、同点から同境界を東に進み県道一関平泉線との交点に至り、同点から同県道を南に進み市道朴中里線との交点に至り、同点から同市道を南に進み県道一関北上線との交点に至り、同点から同県道を西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- 4 変更後の宮古市田老保養基地鳥獣保護区の区域の表示 宮古市田老地内の国道45号と市道小堀内青の滝線の交点を起点とし、起点から国道45号を北に進み市道石畑水沢線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道水沢海岸線との交点に至り、同点

から同市道を南に進みさらに東に進み小堀内漁港の海岸線に至り、同点から同海岸線を南に進み市道神崎線に通じる山道との交点に至り、同点から同山道を南に進み市道小堀内青の滝線との交点に至り、同点から同市道を西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

- 5 変更後の久慈市山形町山形鳥獣保護区の区域の表示 久慈市山形地内の市道川井中央線と県道一戸山形線との交点を起点とし、起点から市道川井中央線を南西に進みさらに北西に進み国道281号との交点に至り、同点から同国道を西に進みさらに南西に進み県道戸田荷軽部線との交点に至り、同点から同県道を西に進みさらに北東に進み市道荷軽部線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み県道一戸山形線との交点に至り、同点から同県道を東に進みさらに南に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域